装管調第８３３号
２７．１０．　１

長　官　官　房　会　計　官
長官官房監察監査・評価官
需　品　調　達　官　殿
武器調達官付弾火薬室長
通　信　電　気　調　達　官
通信電気調達官付電子計算機室長

調達企画課長
（公印省略）

会計機関等の委任について（通知）

標記について、別添のとおり防衛大臣から通知があったので、周知されたく通知する。

添付書類：防経会第１４８２６号（２７．９．３０）

作成・取得年月日：2015．9．30
開示区分：開示
理　　由：
保存期間：5年
保存期間満了時期：2021．3．31
枚数・冊数：11枚

防経会第１４８２６号
２７．９．３０

装備施設本部長　殿

防衛大臣
（公印省略）

会計機関等の委任について（通知）

標記について、別添のとおり内閣総理大臣、国土交通大臣及び環境大臣から通知があったので、委任を受けた会計機関に周知されたく通知する。

添付書類：１　閣総会第４５７号（平成２７年９月２８日）
　　２　国官会第１７５５号（平成２７年９月２８日）
　　３　環境会発第１５０９３０３号（平成２７年９月３０日）

装備施設本部
受付
'27.9.30
第1453号
調達企画課

閣総会第４５７号
平成２７年９月２８日

防衛大臣　殿

内閣総理大臣

会計機関の委任（変更）について

平成２７年９月２８日付け防経会第１４８２１号で依頼のあった防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成２７年法律第３９号）及び防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成２７年政令第３３４号）の施行による改組について、会計機関の委任（変更）を別紙第１及び第２のとおりとしたので通知する。

なお、当該会計機関に係る職員に対しては、貴職から通知願いたい。

会計課
'27.9.30
収第2232号

別紙第１

１．委任する会計機関の官職及び事務の範囲

会計機関	本官	代理官	事務の範囲
支出負担行為担当官	防衛省大臣官房会計課会計管理官	防衛省大臣官房会計課長	内閣所管一般会計の歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、防衛省所管統合電話及び内線電話の回線を内閣官房へ設置する経費に関する事務
官署支出官	防衛省大臣官房会計課長	防衛省大臣官房長	内閣所管一般会計の歳出予算に基づく支出に関する事務のうち、防衛省所管統合電話及び内線電話の回線を内閣官房へ設置する経費に係る「予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）」第４０条第１項第１号に規定する歳出金の支出の決定事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務

２．委任年月日
平成２７年１０月１日

別紙第２

１．委任する会計機関の官職及び事務の範囲

会計機関	本官	代理官	事務の範囲
支出負担行為担当官	防衛装備庁長官	防衛装備庁調達事業部長	内閣所管一般会計の歳出予算及び国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務のうち、防衛省所管統合データバンクシステム及び統合電話の端末を内閣官房へ設置する経費に関する事務
分任支出負担行為担当官	防衛装備庁調達事業部長	防衛装備庁調達事業部調達総括官（防衛装備庁調達事業部需品調達官及び武器調達官の分掌に属するものに限る。）	内閣所管一般会計の歳出予算及び国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務のうち、防衛省所管統合データバンクシステム及び統合電話の端末を内閣官房へ設置する経費に関する事務
支出負担行為認証官	防衛装備庁長官官房監察監査・評価官	防衛装備庁長官官房監察監査・評価官付認証室長	内閣所管一般会計の歳出予算及び国庫債務負担行為に基づく支出負担行為の認証に関する事務のうち、防衛省所管統合データバンクシステム及び統合電話の端末を内閣官房へ設置する経費に関する事務
官署支出官	防衛装備庁長官官房会計官	防衛装備庁長官官房会計官付会計管理官	内閣所管一般会計の歳出予算に基づく支出に関する事務のうち、防衛省所管統合データバンクシステム及び統合電話の端末を内閣官房へ設置する経費に係る「予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）」第４０条第１項第１号に規定する歳出金の支出の決定事務及び当該歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務

２．委任年月日
平成２７年１０月１日

＜参考＞委任する会計機関の官職及び事務の範囲（変更のないもの）

会計機関	本官	代理官	事務の範囲
物品管理官	統合幕僚長	統合幕僚副長	内閣所管一般会計の物品の管理に関する事務のうち、内閣官房へ設置する防衛省所管統合電話の端末の管理に関する事務
分任物品管理官	統合幕僚監部総務部総務課会計室長	統合幕僚監部総務部総務課長	内閣所管一般会計の物品の管理に関する事務のうち、内閣官房へ設置する防衛省所管統合電話の端末の管理に関する事務
物品管理官	情報本部長	情報本部副本部長	内閣所管一般会計の物品の管理に関する事務のうち、内閣官房へ設置する防衛省所管統合データバンクシステムの端末の管理に関する事務
分任物品管理官	情報本部総務部長	情報本部総務部総務課長	内閣所管一般会計の物品の管理に関する事務のうち、内閣官房へ設置する防衛省所管統合データバンクシステムの端末の管理に関する事務

国官会第１７５５号
平成２７年９月２８日

防　衛　大　臣　　殿

国土交通大臣

会計機関の委任について（通知）

平成２７年９月２８日付け防経会第１４８２３号をもって依頼のあった標記については、別紙のとおり委任したので通知する。
また、当該機関に係る職員に対しては貴職から通知願いたい。

会計課
'27.9.30
収第2229号

別　紙

1　委任年月日

平成２７年１０月１日

2　委任替え新旧会計機関

会計機関名	新官職名		旧官職名	
	本官	代理官	本官	代理官
支出負担行為担当官	防衛装備庁長官	防衛装備庁調達事業部長	防衛省装備施設本部長	防衛省装備施設本部副本部長（通信誘導担当）

3　新たに委任される会計機関

会計機関名	指定官職		事務の範囲
	本官	代理官	
分任支出負担行為担当官	防衛装備庁調達事業部長	防衛装備庁調達事業部調達総括官（防衛装備庁調達事業部需品調達官及び武器調達官の分掌に属するものに限る。）	国土交通省所管一般会計（（組織）海上保安庁に限る。）の歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」（平成２０年５月３０日内部管理業務の抜本的効率化検討チーム決定）に基づき行う物品等調達業務中、官民合同実務家タスクフォースにおいて取りまとめられた「単価契約による一括調達の運用ルール」（平成２１年１月１６日各府省等申合せ）により行う船舶需品の一括調達に係る契約事務（会計法第２９条の１１の規定に基づく監督及び

			検査に係る事務を除く。）

環境会発第1509303号
平成27年9月30日

防衛大臣　殿

環境大臣

会計機関等の委任について（通知）

平成27年9月30日付け防経会第14824号で同意のあった標記について、会計機関等の委任について、別紙のとおりとしたので通知する。

なお、各会計機関の代理官における代理開始の条件は、①本官の官職にある者が欠けた場合、②本官の官職にある者が休職又は停職を命ぜられた場合、③本官の官職にある者が出張又は欠勤等のためその職務を行うことができない場合において、会計事務に支障があると認められるときとする。

また、当該会計機関に係る職員に対しては、貴職から通知願いたい。

会計課
'27.9.30
収第2227号

別　紙

1　委任年月日

平成２７年１０月１日

2　委任替え新旧会計機関

会計機関名	新官職名		旧官職名	
	本官	代理官	本官	代理官
歳入徴収官	防衛装備庁長官官房会計官	防衛装備庁長官官房会計官付会計管理官	防衛省装備施設本部会計課長	防衛省装備施設本部副本部長(総務担当)
支出負担行為担当官	防衛省大臣官房会計課会計管理官	防衛省大臣官房会計課長	経理装備局会計課会計管理官	経理装備局会計課長
	防衛装備庁長官	防衛装備庁調達事業部長	防衛省装備施設本部長	防衛省装備施設本部副本部長(通信誘導担当)
	防衛装備庁長官官房会計官付経理室長	防衛装備庁長官官房会計官付会計管理官	防衛省装備施設本部会計課長	防衛省装備施設本部会計課会計管理官
支出負担行為認証官	防衛装備庁長官官房監察監査・評価官	防衛装備庁長官官房監察監査・評価官付認証室長	防衛省装備施設本部副本部長(総務担当)	防衛省装備施設本部会計課長
官署支出官	防衛省大臣官房会計課長	防衛省大臣官房長	経理装備局会計課長	経理装備局長

	防衛装備庁長官官房会計官	防衛装備庁長官官房会計官付会計管理官	防衛省装備施設本部会計課長	防衛省装備施設本部副本部長（総務担当）
資金前渡官吏	防衛装備庁長官官房会計官付支払班長	防衛装備庁長官官房会計官付経理室経理補佐官	防衛省装備施設本部会計課会計管理官	防衛省装備施設本部会計課支払係長

会計機関等名	新個人指定者名	旧個人指定者名
資金前渡官吏の帳簿金庫の検査員	防衛装備庁長官官房会計官 多田 拓一郎	防衛省装備施設本部会計課長 石田 照明
	防衛装備庁長官官房監察監査・評価官付監察監査室監察監査管理官 前田 茂男	防衛省装備施設本部会計課監査室監査管理官 前田 茂男

3　新たに委任される会計機関

会計機関名	指定官職		事務の範囲
	本官	代理官	
分任支出負担行為担当官	防衛装備庁調達事業部長	防衛装備庁調達事業部調達総括官（防衛装備庁調達事業部需品調達官及び武器調達官の分掌に属するものに限る。）	環境省所管一般会計の歳出予算及び国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務のうち、ロンドン条約96年議定書実施のための不発弾陸上処理に係る事務（他の支出負担行為担当官の所掌に属するものを除く。）

4　事務の範囲に旧官職名があるものは、新官職名に読み替える。